

マージン率等の公開資料

令和3年6月21日
川西航空機器工業株式会社
派28-300026

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

1. 対象期間：令和2年5月21日～令和3年5月20日

2. 労働者派遣の実績およびマージン率 等

拠点名称及び所在地

那須工場：栃木県那須塩原市大原間236-2

派遣労働者数 8名

派遣事業所数 1社

①労働者派遣の料金（1日8時間当たりの平均） 16,650円

②派遣労働者の賃金（1日8時間当たりの平均） 9,972円

マージン率（①－②）÷① 40.1%

※マージン率とは

派遣先より川西航空機器工業株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率と言います。

※マージン率に含まれる費用

- ①社会保険料：健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、
労災保険料などの事業主負担
- ②有給休暇費用：年次有給休暇取得時にかかる賃金
- ③販売管理費：健康診断費用、教育訓練費、営業費用 等

3. 教育訓練に関する事項（当社では有給・無償で実施）

- ・新入社員研修
- ・派遣前訓練
- ・階層別教育

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

● 労使協定を締結している（協定書の有効期限終期 令和4年3月31日）

- ・協定労働者の範囲

会社の指示により会社外の企業等に派遣され当該企業等の指示命令を受けて
終業する従業員。